

氏名 玉東 太郎
現住所 熊本県玉名郡玉東町木葉759

発行日 令和6年8月13日

記載例

玉東町長 前田 移津行

【お問い合わせ先】
玉東町 税務課
電話 0968-85-3184

調整給付金（※）支給確認書

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。以下の内容を確認して、**令和6年10月31日までに、この確認書と本人確認書類等を返送して下さい。返送期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。**
審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	口座振込
返送期限	令和6年10月31日（木）
支給額	〇〇,〇〇〇円

（1）調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額 (①)
			(< 0 の場合は 0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額 (②)
			(< 0 の場合は 0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額 (①)	住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額 (③) (①+②)
			↓ 調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
注) 「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。			

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、**令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定**です。

※令和6年中に市区町村外に転居される方又は転居された方は、本確認書が、追加給付に際して必要となることがあるため、**写し（コピー）を取って大切に保管ください。**

※各数値について相違を認める場合には、相違のある部分に二重線で記載し、相違の理由を記載した関係書類（源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特例給付金受給届等）を添付し、提出してください。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として法的措置を講ずる場合があります。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄に「はい」を記入してください。

【 私は給付金を受給しません ☐ 】

上記記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----------	---------	--

裏面も必ずご確認ください

上記記載内容に異議がない場合

- ・氏名
 - ・確認日
 - ・連絡先電話番号
- をご記入ください

(2) 給付金の振込先口座

本給付金の振込を希望する口座情報を記入してください。

(通帳等の写しを本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない

口座を記入しないでください。)

金融機関名	口座番号	口座名義(カナ)
本給付金の振込を希望する口座情報を記入してください。		
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を別紙の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。		
ゆうちょ銀行		
左記の口座		

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、表面の問い合わせ先までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人氏名	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
代理人が確認・受給する場合、代理人情報を記入してください。				
上記の者を代理して給付金の調整給付金の請求を行う。				
確認・請求及び受給 委任方法の選択は不要です。				

・必要事項の記入
・確認書類の写し
に誤り・不足がないかご確認のうえ、☒をつけてください。

提出書類

- ☐ 『調整給付金 支給確認書』
※必要事項をご記入ください。
 - ☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(表面)
 - ☐ 振込口座(本給付金の振込を希望する口座情報を記入)
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を別紙の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 「(2) 給付金の振込先口座」に口座情報を記入した口座情報を添付してください。
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を別紙の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。
- ☐ 『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』
※ 表面記載の各数値について相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な税額や扶養親族数がわかる上記書類の写し(コピー)をご提出ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を貼付してください。

振込先金融機関口座確認書類

※「（2）給付金の振込先口座」に記入した口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写しを貼付してください。